

パーキングパーミット制度に関する  
市町村・企業等への意見照会の結果について

# 障害者等用駐車区画に関する国の動き

## 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(バリアフリー法)改正

- 令和2年5月改正、令和3年4月施行
- **国・地方公共団体・国民・施設設置管理者の責務**として、「車両等の優先席、車椅子利用者用駐車施設等、障害者用トイレ等の適正な利用の推進」を追加
  - 設置管理者に求められる措置として、「職員等関係者への周知」、「ポスターの掲示や車内放送による呼びかけ」、「適正利用が必要な施設である旨の表示」等が記載された
- 利用者についても、「施設設置管理者の承諾を得ている場合を除き、当該駐車施設又は停車施設の利用を控え、又は車椅子利用者その他の障害者に譲る等、適正な配慮をするよう努めなければならない」とされた

## 車椅子利用者用駐車施設等のあり方に関する検討会

- 中間整理（令和4年3月）  
（パーキングパーミット制度について）「制度の意義」、「駐車施設と優先駐車区画の利用対象者の明確な区分の必要性とその考え方」、「施設設置管理者等の協力による駐車区画の確保や効率的な利用、実効性ある不適正利用対策のあり方」等制度運用のあり方を指針において反映し、周知を図る（令和4年度中に指針策定予定）。

## 車椅子利用者用駐車施設等の適正利用に関するガイドライン作成に係る検討会

- 第1回（令和4年9月）  
中間整理を踏まえつつ、車椅子利用者用駐車施設等の適正利用推進のためのガイドラインの作成を行うため、学識経験者、障害者団体、事業者団体、地方公共団体等を構成員とする検討会を設置し、ガイドライン作成に係る検討を行う。（令和5年1月頃にガイドラインとりまとめ）

# 制度案に対する意見照会について

## 概要

令和4年度第1回会議で提示した制度案について関係団体へ意見聴取を実施(自由記述式)

回答期間 : 8~9月

対象	照会団体数	回答数	意見あり	意見なし
市町村	63市町村	63団体	37団体	26団体
障害者等団体	25団体	17団体	8団体	9団体
企業等	30団体	15団体	8団体	7団体

# 制度案に対する主な御意見と考え方について

## 市町村

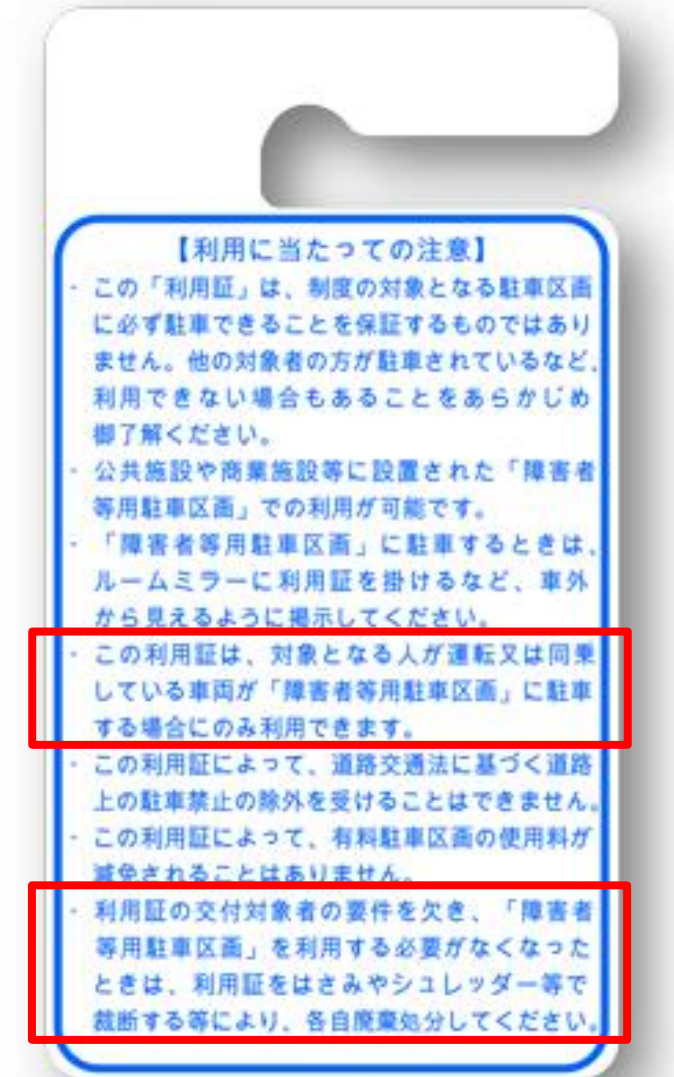
分類	主な御意見	考え方
対象者	妊産婦の有効期限が自治体によって様々であるため、最適な期間となるようにしてほしい。	妊産婦については産前産後の負担も考慮し、妊娠7か月～産後1年までとすることを検討 【参考】産前：母子手帳取得時から15団体 妊娠7か月から27団体 産後：3か月まで15団体、6か月まで3団体、1年まで17団体、1年半以上8団体
対象者	要介護1以上では範囲が広すぎる	生活に補助が必要な状況や他自治体との利用証の相互利用をする際のこととも考慮し、要介護1以上とすることを検討 【参考】要介護1以上としているのは34団体 要介護2以上としているのは5団体 要支援まで対象としているのは4団体
対象者	知的障害や精神障害については、等級にかかわらず易疲労性や認知障害、能力障害、行動障害など行動特性や移動制約（要介護状態）があるため、すべての等級を対象とすべき。	他自治体との利用証の相互利用をする際のこととも考慮し、多くの団体が採用している基準を基本とすることを検討（知的障害：A・㊤（42団体）、精神障害：1級（35団体）） 要件に該当しない場合でも医師の診断書で歩行困難の確認ができれば対象とできるよう検討

# 制度案に対する主な御意見と考え方について

## 市町村

分類	主な御意見	考え方
対象者	対象者が同乗している必要があることを利用証に明記すべき。	利用証への明記を検討
利用証の返却	有効期限のある利用証も含め、返却を求めない場合、ずっと使われる可能性があるのでは。	基準に該当しなくなった場合には窓口に戻却いただくか各自破棄いただくことを利用証の裏面への記載やHPで周知を図ることを検討

## 【参考】利用証裏面(千葉県)



# 制度案に対する主な御意見と考え方について

## 市町村

分類	主な御意見	考え方
ダブルスペース	ダブルスペースを推進するために、「埼玉県福祉のまちづくり条例」に思いやり駐車区画の設置数や設置位置などの整備基準も規定されるのか。	他団体では思いやり駐車区画の整備基準について条例規則で規定していない。 制度の趣旨をご理解いただき、協力区画の設置にご協力いただける場合には設置をお願いしている。 【参考】沖縄県 事業者向けマニュアルにおいて、思いやり駐車区画について、出入口に近い位置にあること、車椅子利用者優先区画と同数程度（最低1区画以上）を目安に可能な範囲で設置を呼び掛けている。

# 制度案に対する主な御意見と考え方について

## 障害者等団体

分類	主な御意見	考え方
制度の周知	免許の更新の際に制度の周知をするとよい。	警察本部との調整を検討
制度の周知	駐車スペースに駐車の手助けとならないよう「障害者等用駐車場・利用証掲示」といった看板を立てるのが有効ではないか。	対象区画の表示についてステッカーを配布するなどし、協力をお願いすることを検討
制度全般	海外で実施しているような不正利用に対する重い罰則の導入が最も効果的と考える。	国の検討会において、罰則の導入には課題が多く、継続して議論を行っていくこととしていることとされており、国の動向を注視
利用証の発行	事業所でご本人の通院同行などに当たる際、事業所への発行も可能か。	利用証は本人に対して発行するものであるため、事業所への発行はできないが、施設の従業員等が本人の代理人として本人分の利用証を申請することは可能とする方向で検討
意見（賛成）	良い制度であり、ぜひ推進してほしい。知的障害や難病など、外見ではわかりにくいのが、配慮が必要な方たちがいることを、広く県民に理解していただく良い機会になればと思う。	—

# 制度案に対する主な御意見と考え方について

## 企業等

分類	主な御意見	考え方
不適正利用への対応	フロントガラスに啓発用のチラシをワイパーに挟むことには慎重に対応せざるを得ない。 店舗スタッフが駐車場の監視・点検（利用者証の有無の確認）を実施することは難易度が高い。	利用証の確認の有無はあくまで協力可能な場合であり、必須とするものではなく、可能な範囲での協力依頼を検討

## 委員

分類	主な御意見	考え方
利用証の発行	対象者の基準を定めた場合、こちらはOKでこちらはNGというギリギリのところトラブルが起きそう。他県はどのような対策を取っているのか。	他県では、原則は基準に満たない場合は発行の対象外となるが、基準に満たない場合でも障害者等用駐車区画の利用が必要であることとして医師の診断書が提示された場合には、制度上明らかに対象外となる範囲（身体障害のうち音声、言語障害など）を除き、対象としている。
対象者	利用証がないと利用できないという前提だが、例えば骨折した後、退院したばかりで利用したくても利用証がないという場合なども考えられる。本当に困っていてもその駐車場を使いたいのに使えないというのは、本末転倒ではないか。	他県では、例えば利用証を忘れた方等への対応については、利用証がないことを理由に協力区画の利用を禁止するのではなく、その方の状況を確認した上で、区画の利用が必要であれば協力区画を利用するようにご案内いただくなど、施設の方などへ周知している。